生活福祉資金貸付のご案内

1. 生活福祉資金貸付制度とは

この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度()が利用できない低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

母子・寡婦福祉資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫、その他金融機関等

2.ご利用いただける世帯

(1)低所得世帯

市町村民税非課税世帯または1ヶ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の1.7倍以下

(2)障がい者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方がいる世帯または 障害者自立支援法によるサービスを利用している方の属する世帯で1ヶ月の世帯収入が生活保護法に基 づく生活扶助基準額の2倍以下

(3)高齢者世帯

65 歳以上の高齢者の属する世帯で1ヶ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の2倍以下 資金種類別に貸付世帯が異なりますので別表2をご覧ください。

3.**連帯保証人**(別表1 参照)

- (1)原則として県内に居住する連帯保証人を1名たてていただきます。ただし、連帯保証人をたてることができない場合でも貸付を受けることができます。
- (2) 不動産担保型生活資金は連帯保証人が必要です。
- (3)緊急小口資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金は連帯保証人を必要としません。
- (4)連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担いただきますので日頃から熱心に相談・支援してくれる方とします。同一世帯の方や保証能力が期待できない方(市町村民税非課税世帯等)は連帯保証人になれません。

4.貸付金の利率および償還(返済)方法等

- (1)貸付金の利率は別表1をご覧ください。
- (2)償還方法は不動産担保型生活資金以外は元金均等償還とし、原則としてゆうちょ銀行又は福島県内に本店のある金融機関の預貯金口座からの自動引落しとなります。
- (3)予め定めた償還期限内に返済できなかった場合は、残元金に対して延滞利子(年10.75%)が日割りで加算されます。

5 . 民生委員等の相談支援

この資金は生活の安定や建て直しを図ることを目的としていることから、民生委員、関係機関等の相談・ 支援を受けていただきます。

6 . 留意事項

- (1)ご相談の段階で、借入申込者の家族などとも面接させていただくことがあります。
- (2)住民票と居住地が同一でない場合は、借入れ申込みできません。(総合支援資金を除く)
- (3)貸付審査により貸付を行わないことがあります。
- (4) 虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた金額を即時に返済していただきます。

【別表 1】 「資金種類別貸付要件一覧」

【別表 1】	「資金種類別貸付要件一覧」								
	金の種類及び目的		貸_	<u>付</u>	要件	1		I	
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	期間上限	貸付金の利率	連帯借受人	連帯保証人	
1 総合支援資		【	ı ≠>±□≐火士+i	巫/盐兴士拉	平台北北	首体)レル:チ	弗兀バーヰ	的か姿合	
大業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対し貸付ける資金。									
(1)生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(2人以上) 月20万円	12月以内 自立した 生活を営め	最終貸付		連帯保証人を立て	不 要		
		(単身世帯) 月15万円	るように なった場合 は、貸付け 中止。	日から6月 以内					
(2)住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を 結ぶために必要な費用	4 0万円		貸付の日 (生活金と 合貸し付け場	20年	る場合 親子 連帯いいは 選別 には 無いは には には には には には には には には には に		必 要 (やむを得 ない場合は 必要なし)	
(3)一時生活再 建費	生活を再建するために一時的に 必要かつ日常生活で賄うことが困 難である費用	60万円		合には、 生活支援 資金の最 終貸付 日)から6 月以内		年1.5%			
2 福祉資金	·			+1-70 -> \		411777			
<u>低所得世带、障</u>	i害者世帯又は高齢者世帯(日常生 ┃日常生活を送る上で、又は自立	<u>活上燎養乂は介護を要する</u> ┃ 580万円以内	局敵者世界 	∮に限る。) [こ対し、貸1 	寸ける貧金 <u>。</u> ┃			
(1)福祉費	生活に資するために一時的に必	以下は貸付上限額の							
	要であると見込まれる費用 生業を営むために必要な経費	<u>目安</u> 460万円以内			20年				
		技能を習得する期間が			207	1		必 要 (や な の 要 な し)	
	技能習得に必要な経費及びそ の期間中の生計を維持するため に必要な経費	6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円			8年	- 証では 証なは間年 連入る無 連入り据経1.5% 保立合子 保い合期後			
	住宅の増改築、補修及び公営 住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	-		7年				
	福祉用具等の購入に必要な経 費	170万円			8年				
	障害者用自動車の購入に必要 な経費	250万円			8年				
	中国残留邦人等にかかる国民年金 保険料の追納に必要な経費	513.6万円		貸付割にの場合では、100円では、100円では、100円での場合では、100円のは、100円ののは、100円ののはのは、100円ののはのは、100円ののはのは、100円ののはのは、100円ののはのは、100円ののはのはのは、100	10年				
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	ア 1年を超えないとき 170万円			5年				
	介護サービス、障害者サービス 等を受けるのに必要な経費(介護 保険料を含む)及びその期間中 の生計を維持するために必要な 経費				5年				
	災害を受けたことにより臨時に 必要となる経費	150万円			7年				
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円]		3年				
	住居の移転等、給排水設備等 の設置に必要な経費	50万円			3年				
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円			3年			İ	
	その他日常生活上一時的に必要な経費(欄外の注記1参照)	50万円			3年				
(2)緊急小口資金	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,								
持が困難となった	い、緊急かつ一時的に生計の維場合に貸付ける少額の費用。								
	ト護費の支払等臨時の生活費が必 低、紛失によって生活費が必要なと			貸付けの 日から2月	8月	無利子	不要	不要	
火災等被災に	こよって生活費が必要なとき らと同等のやむを得ない事由によ 記2参照)			以内	○ <i>円</i>	無 利丁	小安	小安	

算 付 要 件										
資金の種類及び目的		貸付限度額	貸付期間		/学/四//に文/	貸付金の利率	連帯借受人	連帯保証人		
3 教育支援資金 低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸付ける資金。										
(1)教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就 学するのに必要な経費	(高校) 月3.5万円 (高専) 月6.0万円 (短大) 月6.0万円 (大学) 月6.5万円		卒 業後	卒業後 月以内 20年	無利子	当該者が借 受人となり、 世帯内の生 計中心者受人と なる。	不 要 (ただし、連帯 借受人が過去 に滞納を繰り 返す等償還		
(2)就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への 入学に際し必要な経費	50万円		6月以内				(返済)を見込		
	4 不動産担保型生活資金 低所得の高齢者世帯に対し、不動産を担保として貸付ける資金。									
(1)不動産担保 型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一 定の居住用不動産を担保として 生活資金を貸付ける資金	(土地の評価額の7割) 月30万円 欄外の注記を参照のこと。	借受人の 死亡時ま での期			年3% 又は		必 要 推定相 続人の中 から選任		
(2)要保護世帯 向け不動産担保 型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一 定の居住用不動産を担保として 生活資金を貸付ける資金	ア 居住用不動産の評価 額の7割程度(集合住 宅は5割) イ 貸付基本額(生活扶 助額の1.5倍)の範囲 内 欄外の注記を参照のこ と。	間、は利付に達での期間である。	契約終了 後 3月以内	据置期間 終了後	日本銀行長期プライムレートのいずれか低い利率	不要	不 要		

【注 記】

- 1. 福祉費
- でである。 「全の他日常生活上一時的に必要な経費の取扱い」 を期間の暖房用燃料の一括購入費用、修学旅行等の費用、帰省費用、年金の掛金、地上デジタル放送の視聴に必要な経費等
- 2.(2)緊急小口資金の の取扱い
 - ア 年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な経費
 - イ 会社からの解雇、休業等による収入減(単に仕事がない、日々雇用など不定期な雇用であった場合は対象外)
 - ウ 滞納税金、国民健康保険料、年金保険料(任意保険を除く)、公共料金の支払いによる支出増(支払い済みの場合が対象 領収書を添付)
 - エ 事故等により損害を受けた場合による支出増(日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る)
 - オ 社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増
- 3.不動産担保型生活資金の貸付金に係る取扱い
 - (1)不動産担保型生活資金

借入申込者が現に居住している建物及び土地のうち、土地の評価額の7割を標準として県社協会長及び借入申込者が契約 により定めた額。

(2)要保護世帯向け不動産担保型生活資金

借入申込者が現に所有している居住用不動産の評価額の7割(集合住宅の場合は5割)を標準として県社協会長が定め た額。

上記アの貸付基本額の設定に当たっては、当該世帯の最低生活費等を勘案し、保護の実施機関が定めた額の範囲内 で、県社協会長及び借入申込者が契約により定めた額。

【別表 2】 「資金種類別貸付対象一覧」

1/37/2				
	低所得世帯	障がい者世帯	高齢者世帯	生活保護世帯
1.総合支援資金				
2.福祉資金				
(1) 福祉費				
(2)緊急小口資金				
3.教育支援資金				
4.不動産担保型 生活資金				
(1)不動産担保型 生活資金		かつ		
(2)要保護世帯向 け不動産担保型 生活資金			か	つ

お住まいの市町村社会福祉協議会へご相談・申し込みください。

相談・申込受付時間:午前9時~午後5時(土曜、日曜、祝日休み)

福島県市町村社会福祉協議会一覧

相										
Ī	市町村名電話番号		市町村名		電話番号	-	市町村名		電話番号	
福	島	市	024-533-8877	白 河	市	0248-22-1159	金	Щ	町丁	0241-55-3336
=	本 松	市	0243-23-7867	西郷	村	0248-25-5454	昭	和	村	0241-57-2655
伊	達	市	024-576-4050	泉崎	村	0248-54-1555	南	会 津	囲丁	0241-62-4169
Ш	俣	町	024-565-3761	中島	i 村	0248-52-3400	下	郷	町	0241-69-5111
桑	折	町	024-582-1155	矢 吹	田丁	0248-44-5210	檜	枝 岐	村	0241-75-2382
国	見	町	024-585-3403	棚 倉	町	0247-33-2623	只	見	町	0241-84-7006
大	玉	村	0243-68-2100	矢 祭	町	0247-34-1050	相	馬	市	0244-37-8668
本	宮	市	0243-33-2006	塙	町	0247-43-2154	南	相 馬	市	0244-24-3415
郡	Щ	市	024-932-5311	鮫 川	村	0247-49-3600	広	野	町	0240-27-2789
須	賀川	市	0248-88-8211	会津若	松市	0242-28-4030	楢	葉	町	0240-25-4157
田	村	市	0247-81-2166	喜多	方 市	0241-23-3231	富	岡	町	0240-22-5522
鏡	石	町	0248-62-6428	磐梯	田丁	0242-73-2181	Ш	内	村	0240-38-3802
天	栄	村	0248-82-2826	猪苗	代 町	0242-62-5168	大	熊	町丁	0240-32-5377
石	Ш	町	0247-26-3793	北塩	原村	0241-28-3755	双	葉	町	0240-23-0333
玉	Ш	村	0247-57-4410	西 会	津 町	0241-45-4259	浪	江	町	0240-34-4685
平	田	村	0247-55-3500	会津坂	下町	0242-83-1368	葛	尾	村	0240-29-2020
浅	Ш	囲丁	0247-36-3163	湯川	村	0241-27-8890	新	地	囲丁	0244-62-4213
古	殿	囲丁	0247-53-4394	柳津	出	0241-42-3418	飯	舘	村	0244-42-1021
Ξ	春	囲丁	0247-62-3829	会津美	里町	0242-54-2940	۱J	わ き	市	0246-23-3320
小	野	囲丁	0247-72-6866	三島	, 田丁	0241-52-3344	(平成 21 年 10 月現在)			

実施主体

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 〒960 - 8141 福島市渡利字七社宮 1 1 1 024-523-1250 (土曜、日曜、祝日休み)